

## 「一定規模以上の土地の形質の変更」に係る届出に関するQ & A

(1) 届出が必要な土地の形質の変更とは、どのようなものですか。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、いわゆる掘削と盛土の合計の面積が 3,000 平方メートル（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については 900 平方メートル）以上であれば、届出が必要です。

ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合は、届出は不要です。

なお、盛土の面積が 3,000 平方メートル以上である場合は、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の手続きも必要となる場合があります。

(2) 土地の形質の変更の届出の例外とは、どのようなものですか。

以下に該当する場合は、土地の形質の変更の届出は不要となります。

### 1 軽易な行為その他の行為

#### (1) 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 以上であること。

(2) 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤を区域外へ搬出しないもの

(3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壤を区域外へ搬出しないもの

(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更に該当するもの

### 2 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

ただし、1(1)ハの「深さが 50cm 以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分の中に 1ヶ所でも地表から深さ 50cm 以上掘削する場所があれば、適用除外とはなりません。

また、1(2)の「農業を営むために通常行われる行為」とは、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等を想定しており、土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、該当しません。

(3) 再生砕石を砂利にして、地面に盛る場合は、盛土の扱いになりますか。

砂利を地面に盛ることにより、土地の形状が変更されることから、盛土に該当します。

] (4) 掘削した土壤を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要がありますか。また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合についても届け出る必要がありますか。

どちらの場合についても盛土に該当するため、土地の形質の変更の面積に含めてください。

(5) 川岸で砂利を採取する行為についても、届出の対象になりますか。

砂利を採取する行為により、土地の形状が変更されることから、届出が必要です。

(6) 3,000 平方メートル以上の土地での工事で、基礎に深さ 2 m、直径約 40cm の杭を使用しますが、届出の対象になりますか。

掘削及び盛土等を行わない部分は、土地の形質の変更の面積に計上する必要はありません。

よって、掘削及び盛土を行う部分が杭設置のみである場合、杭設置に係る土地の形質変更部分の面積の合計が 3,000 平方メートル（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については 900 平方メートル）未満であれば、届出は不要です。

(7) トンネル開削工事において、土地の形質の変更面積はどのように算出されますか。

トンネル開削工事の場合には、開口部を平面図に投影した面積が、土地の形質の変更の面積となります。

(8) 土砂等の崩落防止のため、法面工事を行うときに山の斜面を掘削しますが、土地の形質の変更に係る土地の面積はどのように算出されますか。また、その場合の掘削深度は斜面のどの方向の深度で考えますか。

トンネル開削工事と同様に、掘削部を平面図に投影した面積が、土地の形質の変更の面積となります。また、斜面の掘削深度については、鉛直方向で考えてください。

(9) 届出を行わなければならない者は誰ですか。

届出を行わなければならない者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者となります。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。

(10) 届出はいつまでに提出すればよいですか。

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに提出して下さい。

なお、ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

(11) 届出にはどのような書類を提出するのですか。

以下の書類を1部提出してください。

○一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（土壤汚染対策法施行規則様式6）

添付書類① 土地の形質の変更を行おうとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- ・土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面で、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。
- ・立面図及び断面図が作成できない工事等を行う場合については、県事務所等にご相談下さい。

添付書類② 登記事項証明書及び公団の写し

- ・当該請負契約書の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類が必要です。
- ・土地の形質の変更を行おうとする者が土地の所有者等でない場合は、土地の所有者等の所在が明らかとなる書面が必要です。

※形質変更を行おうとする場所について、土地の履歴調査、土壤汚染調査を既に実施している場合はその結果を添付して下さい。（任意）

(12) 1つの事業計画において複数の土地の形質変更を行う場合、どのように届出をすればよいですか。

1つの事業計画において、複数の敷地で土地の形質変更を行う場合は、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000平方メートル（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については900平方メートル）以上となる場合には、まとめて一つの土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象となります。

(13) 土地の形質の変更を行おうとする範囲が、複数の市町村にまたがっており、それぞれの市町村を所管する県事務所等が異なっている場合、届出はどのように行ったらよいですか。

土地の形質の変更を行おうとする範囲が複数の県事務所等にまたがる場合には、同じ内容の届出書を複数作成し、それぞれの市町村を所管する県事務所等に提出してください。

(14) 届出後に土壤汚染調査を命令される土地は、どのような土地ですか。

土地の形質の変更が行われる土地のうち、いわゆる掘削部分であって、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地に対して、土壤汚染状況調査の実施を命令します。環境省令で定める基準は、以下のとおりです。

- 1 土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 3 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 4 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 5 2～4に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地であること。

(15) 特定有害物質等を貯蔵し、又は保管する施設とはどのような施設があたりますか。

特定有害物質の保管倉庫等が存在し、又は存在した土地の区域が該当します。

ここにいう「貯蔵」又は「保管」は、容器により密閉した状態のままでなされる貯蔵又は保管を含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵又は保管が該当します。具体的には、ガソリンスタンド等の敷地である土地又は敷地であった土地が想定されます。

ただし、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム缶その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により行われる貯蔵又は保管は、密閉した状態のままで行われるものであっても、ここにいう「貯蔵」、「保管」に該当するものとされています。